

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年4月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200671 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300004 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 病院（現在は、B 病院。以下、併せて「C 病院」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の D 病院（現在は、E 病院。以下、併せて「F 病院」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 5 年 7 月 31 日から平成 6 年 4 月 1 日まで
② 平成 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

年金記録によると、C 病院における厚生年金保険の資格喪失日が平成 5 年 7 月 31 日と記録されており、請求期間①における加入記録がない。同院には平成 6 年 3 月 31 日まで勤務していたので、記録を訂正してほしい。

また、F 病院における厚生年金保険の資格取得日が平成 6 年 6 月 1 日と記録されており、請求期間②における加入記録がない。同院には平成 6 年 4 月から勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、平成 6 年 3 月 31 日まで C 病院に勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録によると、請求者の同院における離職年月日は平成 5 年 7 月 30 日であり厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している上、その後の同年 9 月 10 日に求職の申込を行い、待期期間と給付制限期間を経て同年 12 月 18 日から平成 6 年 3 月 29 日まで基本手当を受給している。

また、オンライン記録によると、請求者の C 病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理年月日は、平成 5 年 8 月 27 日とされているところ、健康保険証の回収年月日も同日と記録されていることが確認できる。

さらに、請求期間①当時、C 病院は G 厚生年金基金に加入しているところ、同基金は平成 26 年に解散しており、同基金の加入員に係る情報を引き継いでいる企業年金連合会の回答によると、請求者の同基金の資格喪失年月日は平成 5 年 7 月 31 日であり、厚生年金保険の資格喪失

年月日と一致している。

加えて、事業主は、請求者は正規職員としてC病院に勤務していたが、請求者に係る記録は保管していないため、具体的な勤務期間、厚生年金保険の資格喪失に係る届出及び給与からの厚生年金保険料の控除について、いずれも不明である旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、平成6年4月からF病院に勤務していたと主張しているところ、請求者から提出された日記には、同年5月9日の欄に「初出勤」という記載が確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びF病院が加入しているH健康保険組合の回答によると、請求者の同院における資格取得年月日はいずれも平成6年6月1日であり、厚生年金保険の資格取得年月日と一致している。

また、事業主は、請求者のF病院における勤務実態、厚生年金保険の資格取得に係る届出及び給与からの厚生年金保険料の控除について、いずれも不明である旨回答しているほか、請求期間②に同院において厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち13名に照会したが、請求者の勤務実態についての回答は得られず、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができない。

なお、オンライン記録によると、請求者のF病院における平成6年6月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る処理年月日は同年6月24日である一方、同院において同年4月中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している14名の取得に係る処理年月日は、全て同年5月6日と記録されているほか、同年5月中に被保険者資格を取得している者はいない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。